

「超高齢社会」突入

介護保険の現状とこれから



ご存知ですか？ 社会保障の見直しが続いています。

公的年金 サラリーマンの老齢年金の支給開始年齢（男性の場合）

1990年
(平成2年)
60歳
支給開始

2001年～
(平成13年)
支給開始年齢を
段階的に
引き上げ

2026年～
(平成38年)
65歳
支給開始

誕生日が1941年4月2日以降の方から 誕生日が1961年4月2日以降の方から

公的医療保険 サラリーマン（本人）の医療費の自己負担割合（69歳までの場合）
* 国民健康保険の場合を除く

1990年
(平成2年)
1割

1997年～
(平成13年)
2割

2003年～
(平成15年)
3割

公的介護保険

2000年
(平成12年)
制度開始

2006年～
(平成18年)
設定区分
の変更など

2015年～
(平成27年)
自己負担割合
の変更など

要介護1が要支援2と要介護1に
分類されました

65歳以上で一定以上所得者の
負担割合が1割→2割へ

理由1

平均寿命の上昇

現在、日本人の平均寿命は男性で約80歳、女性は約86歳。日本は世界でも有数の長寿国となりました。

理由2

子どもの数の減少

「晩婚化」「未婚化」などの進行もあり、出生率は低下しています。

結果

人口に占める高齢者の割合が急増！

1950年には、現役世代約10人で1人の高齢者を支えていましたが、2010年には約2.6人で1人にまで低下し、2060年には1.2人で1人を支えるようになることが予想されています。そのため社会保障制度の見直しが必要とされているのです。

介護は、どのご家庭でも起こりうる身近な出来事です

現状1

要介護等の認定者は2000年と比べて約2.8倍に

公的介護保険で、要介護・要支援と認定されている方は2015年4月現在で約607万人。なんと、公的介護保険がスタートした2000年と比べて約2.8倍に増加しています。

では607万人というほどの規模なのでしょうか。1年間でお亡くなりになる方は約127万人ですので、この数と比較すると、いかにたくさんの方が介護を必要としているかがイメージしていただけるかと思います。

現状2

65歳以上の約5.6人に1人、75歳以上の約3.1人に1人が要介護等と認定されています

現役世代も要注意！

「特定疾病」が原因のときにしか、公的介護保険の給付を受けられません

40歳～65歳の方は「特定疾病」が原因のときにしか、公的介護保険の給付を受けることができません。つまり特定疾病以外の病気や交通事故、業務中の労災事故などにより介護状態になったとしても公的介護保険からの給付は得られないということになります。そして40歳未満の方は保障の対象になりません。

- がん（末期）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- アルツハイマー病
- 脳血管性認知症等
- 進行性核上性麻痺

- 変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害
- 脳血管疾患（脳出血・脳梗塞等）

- 閉塞性動脈硬化症（肺気腫・慢性気管支炎・気管支喘息等）
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

特定疾病とは…？

もうひとつの介護保険

公的な介護保険だけでは、必要とされる介護サービスを十分に受けられない場合もあります。それを補う目的で民間の保険会社の介護保険への加入は、全国で年間35万件超（平成26年度）に上っています。

民間保険会社の介護保険 仕組みと特徴

保険契約に定める所定の要介護状態になると介護保険金が給付されます。公的介護保険と異なり「現金給付」である点が最大の違いです。また公的介護保険の給付対象外である40歳未満や特定疾病外の40歳～65歳でも給付されます。さらに税金の控除が受けることができます。一定の要件を満たせば、毎年支払った保険料が「介護医療保険料控除」の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。また被保険者などが受け取った介護保険金や介護年金は非課税となります。

変わり続ける公的介護保険制度

今年の5月にも介護保険法が改正されました。この改正では、現役並みの所得のある高齢者の自己負担が3割に引き上げられました。また収入が多い現役世帯の保険料が増えることになりました。介護保険制度は、法律の附則に「概ね5年ごとの見直しを行う」と規定されており、これまで何度も見直しが実施されてきました。高齢化が進み、高齢者が増えれば、どうしても介護や医療などの社会保障費用はどんどん膨らみます。そのため介護保険料も利用者の自己負担割合も今後引き上げられ、介護給付の削減も続くと推測されます。

現在、公的介護保険は、今後大量に介護サービスを利用者となる世代に、介護予防等の自助努力を求め、費用負担が伴わない近所同士の助け合いやボランティア活動などを推奨し、それでも間に合わなければ公的介護保険を利用しなさい、という方向に進みつつあります。公的介護保険料を払い続けていても必要な時には使えないという事態も考えられます。



	公的介護保険	保険会社の生命保険
加入条件	原則40歳以上の全ての人が加入	任意 加入年齢は各保険会社の規定による
保険料	収入などに応じて市町村ごとに決定 また介護保険料は、介護が必要な状態になっても免除にはならない	契約年齢・性別・給付額等に応じて決定。払込期間には終身他、60歳までの一定期間を選択できる。 * 払込免除特約を付加すれば、所定の要件を満たした場合、以後の払込は不要となる
給付条件	原則65歳以上で、要支援・要介護認定された場合 * 40～65歳未満の給付は特定疾病が原因の場合に限定される	各保険会社の独自の給付事由、またはそれに加えて公的介護保険の要介護度に連動する * 所定の給付事由に該当すれば給付
給付方法	介護サービスとして現物給付	現金給付（年金または一時金）

豆知識

障害年金について

厚生年金の障害給付には障害基礎年金や障害厚生年金などがあります。障害状態になられた方と、ご家族が安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

障害基礎年金	受給期間：1級または2級の障害状態にあると認められた間
障害厚生年金	受給期間：1級～3級の障害状態にあると認められた間
子どもの加算	末子が18歳になる年度末（3/31）まで
加給年金	配偶者が65歳に達するまで
傷害手当金	障害の等級が3級より軽い場合

告知

知れば得する

マネーセミナー開催

2018/02/01 THU 02 FRI 03 SAT

みんくる 久留米市市民活動センター

豆知識

洪水で車が水没した。こんな時どうなるの？



台風や高潮、堤防の決壊などが原因の洪水によって自動車保険の契約の対象である車（被保険者）が水没した場合はどうなるのでしょうか？

車両保険にはいくつか補償の種類がありますが、多くの保険会社では「一般型」と「エコノミー型（車対車+A）」の二つを用意しています。洪水による車の水没は、この二つのどちらも補償されます。

Q、洪水による水没で自動車保険を使ったら等級はどうなるの？

A、洪水による損害で車両保険を使った場合、翌年は1等級ダウンし事故あり係数適用期間が1年加算されます

Q、津波による水没の場合はどうなるの？

A、地震が原因となる津波による水没は車両保険の補償の対象外となります。保険会社によっては、地震・噴火またはこれらによる津波が原因で、自動車全損となった場合に50万円を限度に保険金が支払われる特約を付けることが可能です。